

グデータ法第32条)などが定められています。

- (3) 以上の法が定める要件はいずれも医療機関側の体制さえ整っていれば実践可能なことと思われまし、提供する先も認定を受けた事業者に限られるという意味で明確です。また、提供をしてはならない場合もオプトアウトの意思表示を受けた場合ということで明確ですので、これまでの連載で解説してきた個人情報保護法第23条第1項が定める第三者への個人情報提供の場合のように、個人情報を提供していいのか悪いのか、実質的判断に迷うという場面は少ないと思われます。
- (4) しかし、たとえ適法な個人情報の第三者提供に疑いの余地がない場合であったとしても、提供される側の患者さんの中には、個別の同意なしに個人情報を提供されたことを後日知って苦情を寄せる方がいらっしゃることも考えられますし、加工されて個人が特定できない形になったデータであっても利用されることに拒否感を覚える方もいらっしゃるでしょう。これらに伴うトラブルも発生するかもしれません。

これは、ある意味、オプトアウト方式という方法に必然的に潜むリスクであり、制度がそうである以上、トラブルをゼロにすることはできないのかもしれない。

しかし、先ほど説明した医療ビッグデータ法第30条が定める通知を行う際に、可能な限り丁寧に分かりやすい表現を用いたり、付随して口頭の説明を加えたり、院内の掲示を充実させるなどの工夫により、リスクを減らすことは十分に考えられます。

- (5) 医療機関を利用される方の中には、知的障害をお持ちの方もいらっしゃるれば、判断能力の衰えた高齢者の方も大勢いらっしゃると思います。これらの方にも十分に理解が可能になるように、工夫することが求められると思います。

個人情報に配慮しつつ、適切な情報の利活用による社会発展に貢献するために、医療機関従事者が果たす役割は、ますます大きいものになるのではないのでしょうか。

本コーナーでは、今後取り上げて欲しいテーマについて会員の皆さま方のご意見をお待ちしております。下記宛先にメール・Fax・郵送にてお寄せください。

弁護士法人矢吹法律事務所

E-mail: jimmu@yabuki-law.jp

札幌市中央区南1条西12丁目322番地

FAX: 011-271-0564

「医師資格証」を持ちましょう

診療情報提供書等へのHPKI電子署名に対応しています



<問い合わせ先>

北海道医師会 事業第一課

TEL 011-231-7661

<http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/credential.html>

日本医師会電子認証センター

<http://www.jmaca.med.or.jp/>

『医師資格証』はHPKI(保健医療福祉分野公開鍵基盤)の枠組みを使った日本医師会認証局が発行する医師資格を証明するカードです